

【募集要領】

河川敷地内の樹木採取を希望する方を募集します!!

令和 7 年 9 月 1 日
帯広開発建設部 帯広河川事務所長

1. 目的

帯広河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を行います。

採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などを行うことができます。

2. 応募方法

公募型樹木等採取を希望される方は、別紙「応募様式」（様式－１）に必要事項を記入し、メール、郵送、または持参により以下の宛先まで応募してください。申込期限は令和 7 年 9 月 30 日とします。

申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜～金曜日の 8 時 45 分～17 時 00 分までにお越しください。

「企業様向け」は大規模範囲の採取を想定しています。また、採取後の根・枝・葉の処理を採取者自らで実施頂くことを条件としています。

「個人様向け」は小規模範囲の採取を想定しています。また、採取後の枝・葉の処理を採取者自らで実施頂くことを条件としています。

応 募 先

郵送・持参：〒089-0536 中川郡幕別町札内西町 73 番地 6
帯広開発建設部 帯広河川事務所
(担当：計画課)
メー ル：hkd-ob-bassai@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去 3 年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は 71 条の規定に該当するものでないこと。

- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他、帯広河川事務所長が参加不相当と判断する者

4. 樹木等採取の概要

1) 採取期間：令和7年11月4日～令和8年3月10日

2) 採取予定場所：別途図面①、②、③、④、⑤ 参照

3) 主な樹種：ヤナギ類が主体

※ 採取予定箇所について、個人様向けは別途図面②（区画A）、企業様向けは別途図面③（区画B）、別途図面④（区画C）、別途図面⑤（区画D）となります。

※ 採取期間、採取予定箇所、採取可能面積などの詳細な条件については、打合せをお願いいたします。

※ 企業様向けは、除根までしていただくことを条件としております。詳細については、打合せをお願いいたします。

※ 樹種はヤナギ類が主体で、樹木ごとの太さ及び樹高は異なります。

※ 個人様向け箇所では、作業時期によっては樹木が無くなっている可能性があります、ご了承ください。

※ 採取する箇所までは、小型トラック程度までは進入が可能です。

4) 保全樹木について：環境に配慮して保全する樹木がありますので、分布位置等を河川管理者と協議の上、伐採しないよう注意願います。

5) 外来種について：燃焼かチップ化など分布拡大の無い使用目的に限定させていただきますので、分布位置等を河川管理者と協議の上、伐採願います。

6) 冬期の除雪について：各採取者で除雪の実施をお願いします。

7) 採取希望箇所がすでに他の採取者へ割り当てられている場合は、他の公募箇所で再度希望を聞き取りさせていただきます。

8) 採取後について：個人様は、採取後の枝・葉について引き取りを希望しない場合は、指定した箇所に集積して頂きます。企業様は、採取後の根・枝・葉の処理を自ら実施して頂きます。

5. 許可申請書の提出について

応募様式を確認後にご連絡いたしますので、許可申請書（様式-2）、採取作業計画書（様式-3）を提出願います。

6. その他

- 1) 応募多数の場合は、希望箇所での採取が出来ない場合があります。
- 2) 各様式への記載内容を確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
- 3) 本件により採取した樹木は無料ですが、採取に要する一切の費用、労働等は、全て採取者の負担となります。
- 4) 本件は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- 5) 本件中、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。
- 6) 本公募に係る行為に起因して、事故（採取者間における事故も含む）やケガ等が発生した場合には、すみやかに帯広河川事務所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。なお、帯広河川事務所では**事故処理等の対応に関する責任**は一切負えません。
- 7) やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。
- 8) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の資格を取り消す場合があります。
- 9) **作業完了時には作業場所を適切に整頓**し、他の公募者様の作業の支障とならないようご注意ください。
- 10) 作業時間は、作業期間内の毎日9時から17時までを基本とします。土、日、祝祭日の作業も可能ですが、休日の前日までに帯広河川事務所の担当者へ連絡をお願いいたします。
- 11) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中止する場合があります。その場合はご了承ください。
- 12) 今後のより良い「公募型樹木等採取」の取り組みとするため、採取者にアンケートを実施することがあります。
- 13) 本件に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

帯広開発建設部 帯広河川事務所 計画課

電 話：0155-25-1295

メー ル：hkd-ob-bassai@gxb.mlit.go.jp